

生活交通ネットワーク計画（案）
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 27 年 6 月 日
(協議会名称) 美濃市地域公共交通会議

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

美濃市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 事業の目的

美濃市は自主運行バスとして、デマンド型交通である乗り合わせタクシー「のり愛くん」、廃止代替路線である「牧谷線」により市民の日常生活における移動手段を確保している。また、長良川鉄道、民間の路線バス、高速バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されており、様々なモードの公共交通機関が整備されている。

デマンド型乗り合わせタクシーについては、交通弱者の移動手段として、また通院や買い物目的の移動手段として、自治会からの要望をもとに、きめ細やかな停留所を配置し、利用者の利便性向上に努めている。

しかし、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化、自家用車の依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が非常に厳しい状況にある。その一方で、高齢者をはじめとする自動車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で重要な役割を担っている。

これら公共交通を取り巻く現状を踏まえ、公共交通の利用実態、市民及び利用者のニーズを把握し、鉄道、バスにタクシーを加えた公共交通が本市の将来像を支える生活基盤として整備され、誰もが利用しやすく、持続可能で環境にもやさしい交通手段として機能するため、またコ・モビリティ社会（「コミュニティ」と「モビリティ」をあわせた造語で、子どもからお年寄りまで全ての人が自由で安全に移動でき、交流が容易で暮らしやすく、創造的・文化的な社会のこと。）の構築を推進するため、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。

(2) 事業の必要性

地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性に合った公共交通サービスを提供する必要があり、地域特性に応じた下記のフィーダーバス路線を確保するものとする。

・乗り合わせタクシー「のり愛くん」

定時定路線のコミュニティバスにかわる交通手段として、平成 24 年 11 月からの試験運行を経て、平成 25 年 10 月よりデマンド型運行の乗り合わせタクシーへ移行した。市内全域を運行地区とし、市街地地区を中心とした 5 つの料金地区として、フィーダーとしての都市間幹線や長良川鉄道の乗り継ぎ拠点、病院、診療所、大型商業施設など目的地へのアクセスを容易にできる公共交通サービスを確保する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・利用者数

【目標値】利用者数 平日 150 人／日 休日 80 人／日以上

- ・アンケートによる満足度

【目標値】総合満足度（5段階評価の内、上位2段階）の割合 50%以上

- ・サポートステーション利用者数

【目標値】サポートステーション利用率 50%以上

(2) 事業の効果

- ・市内全域で「乗り合わせタクシー」を運行することにより、幹線系統の路線バスや高速バス、長良川鉄道に接続することで、効果的な交通体系が実現でき、利用者利便の向上につながる。

- ・公共交通空白地区の解消が実現し、移動手段を持たない交通弱者の社会参加の促進、及び昼間時間帯の通院・買物需要に応じることができるサービス水準が確保される。

- ・利用者だけでなく、サポートステーションものり愛くんの利用促進に協力するという意識付けにつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【運行系統・運行区域の概要】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【運行予定者】

美濃タクシー株式会社

久愛商事有限会社

【その他】

以下の書類等を添付

- ・運行区域図（停留所、運行時間）
- ・地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図
- ・運行事業者の決定方法及びその経過資料
(美濃市乗り合わせタクシー運行計画)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

以下の書類等を添付

- ・計画サービス提供時間について

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
※該当なし
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
※該当なし
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 以下の書類等を添付 ・ 人口集中地区以外の地区であることを示す図
8. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の効果
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
※該当なし
11. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年7月9日（平成24年度第1回地域公共交通会議幹事会） <ul style="list-style-type: none"> 交通会議設置要綱の一部改正について協議 乗り合わせタクシー試験運行についての協議 美濃市地域公共交通計画策定に向けての公共交通調査実施についての協議 ・ 平成24年8月21日（平成24年度第1回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 公共交通調査実施についての協議、乗り合わせタクシー試験運行についての協議 ・ 平成24年10月15日（平成24年度第2回地域公共交通会議幹事会） <ul style="list-style-type: none"> 公共交通調査の進捗状況の報告、乗り合わせタクシー試験運行についての協議 ・ 平成25年1月17日（平成24年度第2回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 乗り合わせタクシー市内全域試験運行についての協議 ・ 平成25年3月1日（平成24年度第3回地域公共交通会議幹事会） <ul style="list-style-type: none"> 公共交通調査の進捗状況の報告、乗り合わせタクシー全域試験運行についての協議 ・ 平成25年6月26日（平成25年度第1回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 公共交通調査完了の報告、生活交通ネットワーク計画策定についての協議 ・ 平成25年8月26日（平成25年度第2回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 乗り合わせタクシー本格運行についての協議 ・ 平成26年6月24日（平成26年度第1回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 生活交通ネットワーク計画策定についての協議 ・ 平成26年8月20日（平成26年度第2回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 他市から市内への乗り入れ路線についての協議 ・ 平成27年6月29日（平成27年度第1回地域公共交通会議） <ul style="list-style-type: none"> 生活交通ネットワーク計画策定についての協議

12. 利用者等の意見の反映	
利用者アンケート、サポートステーションアンケート、美濃市地域公共交通会議の意見を反映して本事業を作成	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	美濃市総務部総合政策課 美濃市建設部土木課
関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
交通事業者・交通施設管理者等	公益社団法人岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車株式会社 岐阜県タクシー協会 長良川鉄道株式会社 岐阜乗合自動車労働組合 中部地方整備局岐阜国道路事務所 岐阜県美濃土木事務所道路維持課 岐阜県関警察署交通課長
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	国立大学法人岐阜大学教授 美濃市連合自治会 美濃市社会福祉協議会 美濃市ボランティア連絡協議会 美濃市シニアクラブ連合会 美濃商工会議所 美濃市観光協会 美濃市小中学校校長会 美濃市連合PTA 武義高等学校PTA

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岐阜県美濃市 1350 番地
(所 属) 美濃市総務部総合政策課
(氏 名) 辻 敦史
(電 話) 0575-33-1122
(e-mail) sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

平成28年度

地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)						
都道府県 (市・区・町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する額 国庫補助金 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 美濃市	美濃タクシー株式会社	(1) 乗り合わせタクシー	18,607.0	6,455.0	乗合バス型 デマンド型	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策 基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
	(2)				①	岐阜バス岐阜美 濃線、高美線と 接続
	(3)					
	(4)					
	(5)					
	(6)					
	(7)					
合 計				6,455	国庫補助 上限額(千 円)	6,455
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,455		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークヒビのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダースト) 平成29年度

地域内ファイダースト系統の基準適合 (別表7及び別表9)						
都道府県 (市・区・町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する額 国庫補助金 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例措 置	地域間幹線系統等 と接続確保策 基準ニ当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 美濃市	久合商事有限会社	(1) 乗り合わせタクシー	18,567.5	6,455.0	デマンド型	① 岐阜バス岐阜美 濃線、高美線と 接続
	(2)					
	(3)					
	(4)					
	(5)					
	(6)					
	(7)					
合 計				6,455	国庫補助 上限額(千 円)	6,455
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,455		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダースト系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークヒビのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダースト) 平成30年度

地域内ファイダースト系統の基準適合 (別表7及び別表9)						
都道府県 (市・区・町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する額 国庫補助金 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例措 置	地域間幹線系統等 と接続確保策 基準ニ当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 美濃市	久合商事有限会社	(1) 乗り合わせタクシー	18,567.5	6,455.0	デマンド型	岐阜バス岐阜美 濃線、高美線と 接続
		(2)			①	
		(3)				
		(4)				
		(5)				
		(6)				
		(7)				
合 計				6,455	国庫補助 上限額(千 円)	6,455
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,455		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダースト系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行(美濃タクシー株式会社・久愛商事有限会	平成28年度
------	-------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【美濃タクシー株式会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,961 千円	営業外収益	2,070 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>5,031 千円</td>	経常収益(イ)	5,031 千円
	営業費用	29,249 千円	営業外費用	493 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>29,742 千円</td>	経常費用(ロ)	29,742 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 5	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 2,485.2	経常収支率 16.91 %

②【久愛商事有限会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,516 千円	営業外収益	1 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>1,517 千円</td>	経常収益(イ)	1,517 千円
	営業費用	12,518 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	12,593 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 3,650.0	経常収支率 12.04 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり ホとへのいづれか少ない 額	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	2,921.円83銭	2721円. 96銭	2,721円.96銭	410円.24銭
	(1)2393円53銭 (2)3450円13銭	円 銭	円 銭	(1)404円87銭 (2)415円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間 リ	ヌ	ル	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入部分に係る サービス提供時間	ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外 のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域											
東海	1	乗り合わせタクシー	市内全域		366 日	32,196 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.0%	16098 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
合計	系統						0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間				16098 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのう ちいづれか少 ないほの額)	ム
東海	1	43,818,112 円	6,604,044 円	37,214,068 円	37,214,068 円	37,214 千円	18,607.0 千円			
	2	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
	3	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
	4	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
合計		43,818,112 円	6,604,044 円	37,214,068 円	37,214,068 円	37,214 千円	18,607 千円	6,455千円	6,455 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から 国庫補助額 を控除した額	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」 の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	40,431,575 円	ウーム=ノ										
	2	0 円											
	3	0 円											
	4	0 円											
合計		40,431,575 円	33,976,575 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数ではなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間)/1日あたり運行回数】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ヲ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行(美濃タクシー株式会社・久愛商事有限会	平成29年度
------	-------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【美濃タクシー株式会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,961 千円	営業外収益	2,070 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>5,031 千円</td>	経常収益(イ)	5,031 千円
	営業費用	29,249 千円	営業外費用	493 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>29,742 千円</td>	経常費用(ロ)	29,742 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 5	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 2,485.2	経常収支率 16.91 %

②【久愛商事有限会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,516 千円	営業外収益	1 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>1,517 千円</td>	経常収益(イ)	1,517 千円
	営業費用	12,518 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	12,593 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 3,650.0	経常収支率 12.04 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり ホとへのいづれか少ない 額	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	2,921.円83銭	2721円. 96銭	2,721円.96銭	410円.24銭
	(1)2393円53銭 (2)3450円13銭	円 銭	円 銭	(1)404円87銭 (2)415円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間 リ	ヌ	ル	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入部分に係る サービス提供時間	ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外 のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域											
東海	1	乗り合わせタクシー	市内全域		365 日	32,128 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.0%	16064 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
合計	系統						0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間				16064 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのう ちいづれか少 ないほの額)	ム
東海	1	43,725,565 円	6,590,095 円	37,135,470 円	37,135,470 円	37,135 千円	18,567.5 千円			
	2	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
	3	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
	4	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円			
合計		43,725,565 円	6,590,095 円	37,135,470 円	37,135,470 円	37,135 千円	18,567 千円	6,455千円	6,455 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から 国庫補助額 を控除した額	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」 の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	40,346,181 円	ウーム=ノ										
	2	0 円											
	3	0 円											
	4	0 円											
合計		40,346,181 円	33,891,181 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数ではなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間)/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ヲ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行(美濃タクシー株式会社・久愛商事有限会	平成30年度
------	-------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【美濃タクシー株式会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,961 千円	営業外収益	2,070 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>5,031 千円</td>	経常収益(イ)	5,031 千円
	営業費用	29,249 千円	営業外費用	493 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>29,742 千円</td>	経常費用(ロ)	29,742 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 5	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 2,485.2	経常収支率 16.91 %

②【久愛商事有限会社】

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,516 千円	営業外収益	1 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>1,517 千円</td>	経常収益(イ)	1,517 千円
	営業費用	12,518 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	12,593 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間 3,650.0	経常収支率 12.04 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり ホとへのいづれか少ない 額	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	2,921.円83銭	2721円. 96銭	2,721円.96銭	410円.24銭
	①2393円53銭 ②3450円13銭	円 銭	円 銭	①404円87銭 ②415円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間	ヌ	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入部分に係るサービス 提供時間	ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外 のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域									
東海	1	乗り合わせタクシー	市内全域		366 日	32,128 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.0%	16064 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	時間	0.0%	0 時間	
合計	系統						0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間		16064 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのう ちいづれか少 ないほうの額)
東海	1	43,725,565 円	6,590,095 円	37,135,470 円	37,135,470 円	37,135 千円	18,567.5 千円	ラ	ム
	2	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
	3	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
	4	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
合計		43,725,565 円	6,590,095 円	37,135,470 円	37,135,470 円	37,135 千円	18,567 千円	6,455千円	6,455 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から 国庫補助額 を控除した額	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」 の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	40,346,181 円	ウーム=ノ										
	2	0 円											
	3	0 円											
	4	0 円											
合計		40,346,181 円	33,891,181 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数ではなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間)/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ヲ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

計画サービス提供時間について

■美濃市乗り合わせタクシー

停留所間のフルデマンド方式であるが、発着点は市街地地区の美濃病院や大型スーパーが大半を占める。したがって、最も離れた停留所をもう一方の発着点とした場合、片道およそ30分の運行となり、1時間あたり2回の運行が可能である。

また1日あたりのサービス提供時間について、平日は10時間運行が4台、6時間運行が1台、土日祝日は10時間運行が4台となる。

■運行日数

期間	総日数	平日	土日祝
平成27年10月 ～平成28年9月	366日	243日	123日
平成28年10月 ～平成29年9月	365日	244日	121日
平成29年10月 ～平成30年9月	365日	244日	121日

■計画サービス提供時間、計画運行回数

平成28年度

【美濃タクシー株】

平日：(10時間×3台+6時間×1台) × 243日 = 8,748時間

土日祝日：(10時間×3台) × 123日 = 3,690時間

計画サービス提供時間：8,748時間(平日) + 3,690時間(土日祝日) = 12,438時間

計画運行回数：12,438時間×2回 = 24,876回

【久愛商事有】

平日：(10時間×1台) × 243日 = 2,430時間

土日祝日：(10時間×1台) × 123日 = 1,230時間

計画サービス提供時間：2,430時間(平日) + 1,230時間(土日祝日) = 3,660時間

計画運行回数：3,660時間×2回 = 7,320回

平成29年度

【美濃タクシー株】

平日：(10時間×3台+6時間×1台) × 244日 = 8,784時間

土日祝日：(10時間×3台) × 121日 = 3,630時間

計画サービス提供時間：8,784時間(平日) + 3,630時間(土日祝日) = 12,414時間

計画運行回数：12,414時間×2回 = 24,828回

【久愛商事有】

平日：(10時間×1台) × 244日 = 2,440時間

土日祝日：(10時間×1台) × 121日 = 1,210時間

計画サービス提供時間：2,440時間(平日) + 1,210時間(土日祝日) = 3,650時間

計画運行回数：3,650時間×2回 = 7,300回

平成 30 年度

【美濃タクシー(株)】

平日 : (10 時間 × 3 台 + 6 時間 × 1 台) × 244 日 = 8,784 時間

土日祝日 : (10 時間 × 3 台) × 121 日 = 3,630 時間

計画サービス提供時間 : 8,784 時間 (平日) + 3,630 時間 (土日祝日) = 12,414 時間

計画運行回数 : 12,414 時間 × 2 回 = 24,828 回

【久愛商事(有)】

平日 : (10 時間 × 1 台) × 244 日 = 2,440 時間

土日祝日 : (10 時間 × 1 台) × 121 日 = 1,210 時間

計画サービス提供時間 : 2,440 時間 (平日) + 1,210 時間 (土日祝日) = 3,650 時間

計画運行回数 : 3,650 時間 × 2 回 = 7,300 回

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	美濃市
------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	17,275
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
17,275	17,275人×200円+3,000,000円	6,455,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区の区分が分かる地図

朱塗り部分が人口集中地区となり、それ以外が人口集中地区以外の地区となる。

